

島根県森林作業道開設要領

(最終改正令和4年4月1日森第14号)

第1 趣 旨

この要領は、森林作業道の構造、測量、設計、工事施工、検査及び管理等に必要な事項を定め、適正な森林作業道の整備を図ることを目的とする。

第2 基本方針

1 適用範囲

この要領は、県営及び島根県林業関係補助事業として開設する森林作業道に適用するものとする。なお、「森林作業道作設指針」に定める規格以上の道については、林道規程（昭和48年4月1日48林野第107号）による林道として作設されるものとする。

2 路線計画・規格・構造・施工等

(1) 路線計画・規格・構造・施工等については別に定める「島根県森林作業道作設指針（平成23年3月31日森第1708号）『以下指針』」によるものとする。

(2) 森林作業道は別に示す「島根県森林作業道標準断面図（以下『標準断面図』）」による断面を基本とした路線とする。

なお、S字カーブ等の作設、地形等により岩盤掘削の割合が多い路線又は縦断方向のダンプトラック流用、残土運搬が必要となり標準断面図によることが困難場合はこれによらずに作設することが出来る。この場合においても必要以上のものとならないように努める。

第3 現地踏査

森林作業道の作設にあたっては、詳細な測量を行わず、指針の第2の2を踏まえ、路面高、伐開幅（切・盛の端部）、簡易構造物設置箇所等を現地へマーキングするなどの簡易な方法により実施する。

なお、周辺の森林及び林道等の整備状況から、将来林道への編入が想定される路線については、編入時に局所的な曲線改良、路盤の整備程度の最小限の整備で編入できるよう林道規定に準じた規格となるよう測量・設計を実施する。

第4 出来形測量

作設した森林作業道の出来形測量にあたっては次のとおり実施する。

1 平面測量

(1) ポケットコンパス等により中心線の測量を実施する。

(2) 延長は水平距離とする。

2 横断勾配（地山勾配）測定

(1) 測点ごとの横断勾配をポールを用いて測定する。

(2) 標準断面が適用できない区間については別途測量する。

3 縦断測定

原則測定しないが、必要な場合はハンドレベル等により測定する。

第5 出来形管理資料

作設した森林作業道の出来形管理資料は次のとおりとする。

1 出来形設計書

設計に使用する様式は別に定める。

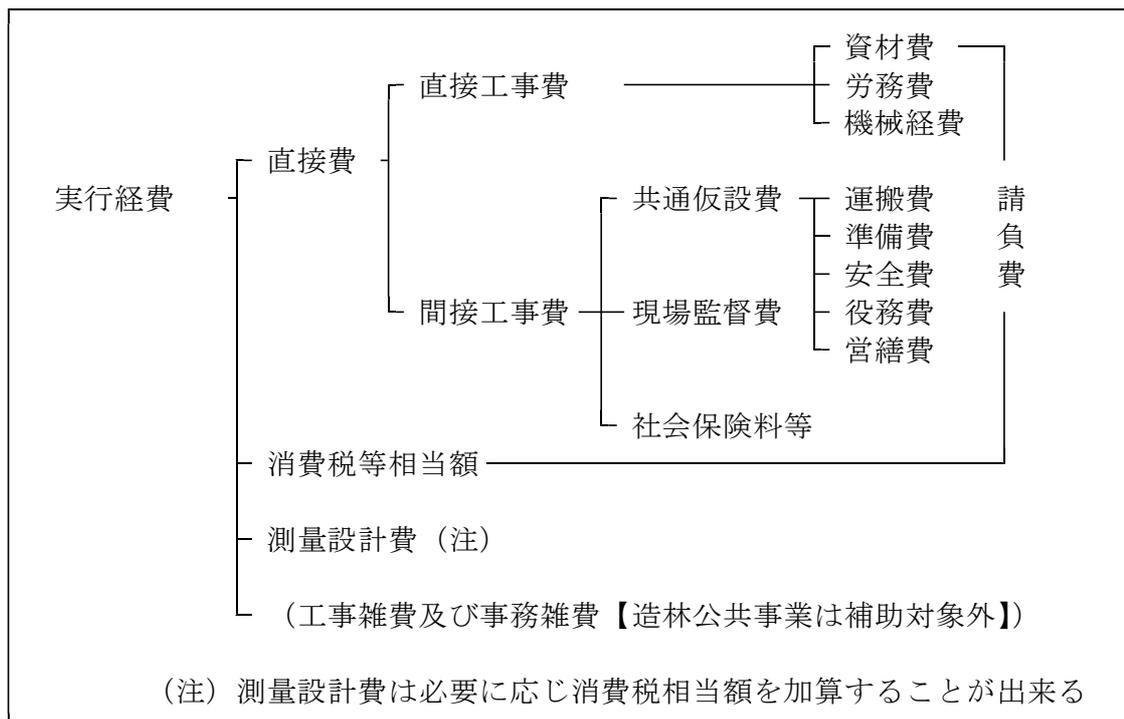
- 2 位置図
5万分の1の地形図等に路線位置図等必要事項を記入する。
- 3 平面図
1／5，000程度の平面図に、線形、測点番号、簡易工作物設置場所、その他必要な事項を記入する。
- 4 縦断面図
原則作成しないが、施工後において管理上必要な場合は作成する。
- 5 横断面図
(1) 原則「島根県森林作業道標準断面図（以下『標準断面図』）」によることとし、作成しないこととする。
(2) 標準断面図が適用できない区間については別に作成できるものとする。
- 6 簡易構造物の構造図
丸太組、路盤工、洗越工、横断溝等の構造図（標準図）を作成する。その場合県が示した標準断面を用いることが出来る。
- 7 写真
土工断面、丸太組等の簡易構造物について延長100m毎に1枚程度とする。
なお、写真撮影にあたっては「島根県森林環境保全造林事業実施要領の運用」5の(1)のイを準用するものとする。

第6 実行経費の構成

実行経費の構成は次のとおりとする。

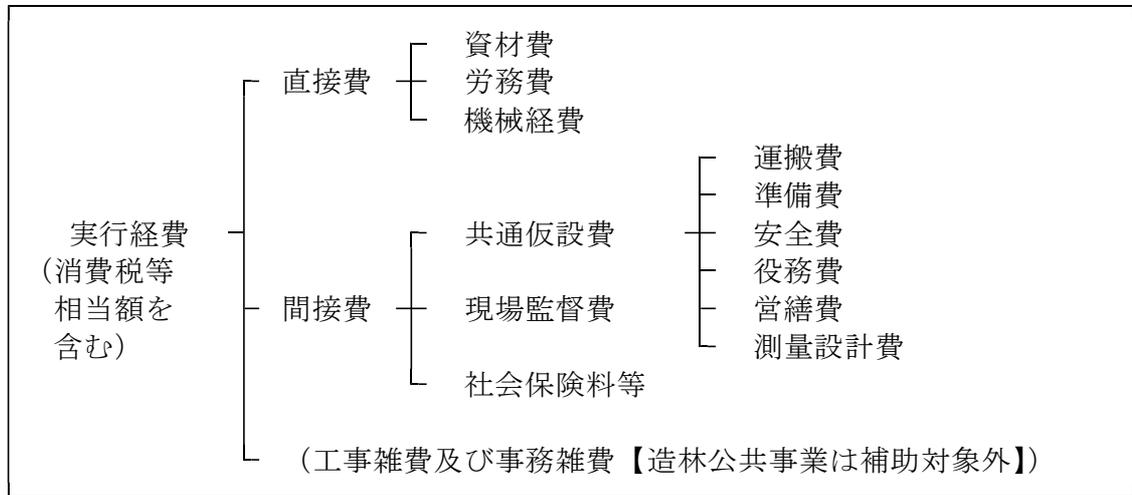
1 請負施工の場合

請負施工とは、直営施工以外のものをいう。（森林組合が受託してまたは森林所有者から受益者負担金を徴収して行う事業を請負に付して施工する場合を含む。）



2 直営施工の場合

直営施工とは、実施主体自ら施工するもの及び森林組合が森林所有者から受託して自ら施工するものをいう。



3 実行経費の内容

実行経費の内容は次のとおりとする。

(1) 直接工事費（直接費）

A.材料費

工事の施工に直接必要な資材費、燃料費、工事中消耗品費並びに、これらの運賃、荷造り費等に要する費用とし、積上げ計算による。

B.労務費

工事の施工に直接必要な労務者に対する賃金とし、積上げ計算による。

C.機械損料

工事の施工に直接必要な機械器具、車両の損料とする。

ただし、森林組合等が補助事業により取得した機械（耐用年数期間内に限る。）を使用して、当該森林組合等が補助事業主体として施工する場合の当該機械損料のうち減価償却については、取得価格から国庫補助金を控除した額を基礎価格として、算出する。

損料については、積み上げ計算による。

(2) 間接工事費（間接費）

間接工事費（間接費）は共通仮設費、現場監督費及び社会保険料とする。

【共通仮設費】

共通仮設費は直接事業費に対する共通仮設費率を乗じて計算するものとする。

D.運搬費

工事の施工に必要な機械器具、車両の運搬及び現場内における移動に要する費用とする。

E.準備費

工事に必要な準備、跡片付け、調査測量、丁張、伐開、除根等に要する経費とする。準備費には、胸高直径 5cm 未満の雑木や小さな樹木・竹などの伐開若しくは小規模な伐開が含まれる。これ以外の伐開については別に計上することができる。

G.安全費

工事の施工に必要な交通管理、安全施設、安全衛生管理、安全対策等に要する経費とする。

H. 役務費

土地の借り上げ等に要する費用、電力、用水等の基本料金、その他施業上必要な役務等に要する経費とする。

I. 営繕費

現場事務所等の営繕に関する費用、労働者宿舎、倉庫、材料保管場、監督事務所、監督宿舎、火薬庫、加工品庫、の営繕にかかる経費、労働者の輸送、工事監督に必要な車両及び舟艇に要する経費、前記に係る土地、建物の借上げに要する費用、そのほか施業上必要な営繕等に要する費用

J. 測量設計費

事業の実行に必要な測量・設計に要する費用とする。

【現場監督費】

現場監督費は（直接工事費（直接費）＋共通仮設費）に対する現場監督費率を乗じて計算する。

- ・工事の施工に必要な作業が雇用労務により実施される場合の当該労働者の管理のために必要な下記の費用とする。
（ア）労務管理費（イ）安全訓練等に要する経費（ウ）租税公課（エ）保険料（オ）従業員給料手当（カ）退職金（キ）福利厚生費（ク）事務用品（ケ）通信交通費
- ・現場監督費は工事の施工に直接必要な作業が現場労働者により実施された場合に限り費用として計上できる。

【社会保険料等】

社会保険料は（直接工事費（直接費）＋共通仮設費）に対する社会保険料率を乗じて計算する。

- ・現場従業員及び現場労働者に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料のうち法定の事業主負担分、退職金共済制度・建設業退職金共済制度・中小企業退職金制度の掛け金とする。
- ・社会保険料率については島根県森林環境保全造林事業実施要領に基づき計上できる。

(3) 消費税相当額

消費税相当額は、工事価格に消費税等の税率を乗じて得た額とする。ただし、工事原価に係る各項目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当分を含まないものとする。

(4) 工事雑費及び事務雑費

- ・工事雑費は事業実施のため現場事務所等において直接必要とする次表に掲げる経費とする。

区 分	内 容
賃 金	日々雇用者賃金（雑役、事務並びに技術補助員）、ただし賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担を含むものとする
需 用 費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕料
役 務 費	通信運搬費、手数料
使用料及び賃借料	会議用会場、物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料

- ・事務雑費は事業実施のため直接必要とする次表に掲げる経費とする。

区 分	内 容
人 件 費	給料、職員手当、共済組合負担金等

旅 賃	費 金	普通旅費、日額旅費 日々雇用者賃金（雑役、事務並びに技術補助員）、ただし賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担を含むものとする
需用費	役 務 費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕料 通信運搬費、手数料
使用料及び賃借料		会議用会場、物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料

・工事雑費・事務雑費の合計額は別に定める。

第7 工事の発注、施工

- 1 工事の発注、施工は、関係法令、規則、関連事業例規等に基づいて行う。
- 2 仕様書は、島根県公共工事共通仕様書に準じて作成する。
- 3 施工管理

施工管理については、別に定める検査基準（出来形に対する許容範囲）の事項について行う。

第8 安全対策

森林作業道の施工にあたっては「島根県公共工事共通仕様書 第1編 共通編 1-1-26 工事中の安全確保」を参考に安全対策を実施すること。

第9 書類等の整備

事業主体は下記表の○の書類を整備・提出する。

種 別	請負	直営	提出
出来形管理資料	○	○	○
社会保険料の加入実態調査表	○	○	○
積算根拠資料	○	○	
工事日誌	○	○	
機械運転日誌	○	○	
工事監督日誌	○		
材料受払簿	○	○	
材料検収簿	○	○	
賃金台帳		○	
箇所別補助簿		○	
入札価格調書	○		
受託契約書	※	※	
請負契約書	○		
工事完成通知書	○		
請負代金請求書	○		
支払証拠書類	○	○	

※受託の場合のみ

第10 検査

島根県林業関係補助事業として開設する森林作業道の検査については次のとおりとする。

1 検査方法

検査員は検査の結果について検査野帳に取りまとめるものとする。

検査体制及び検査写真については、「造林事業検査内規」第4の3及び4を準用するものとする。

(1) 書類検査

補助金交付申請書の添付書類、第9で提出のあった出来型管理資料等を確認する。

- 4 単価
 - (1) 設計に使用する標準単価は県が別に定める。
 - (2) 標準単価以外の積算用単価は県が別に定める単価表適用するほか、事業主体が積算システムや公共単価等により算出した単価を使用する。
- 5 設計様式
設計に使用する様式は別に定める。

第12 管理

- 1 森林作業道等の管理者は、原則として事業主体とする。ただし、これによりがたい場合は、事業主体以外のものを管理者とすることができる。
- 2 森林作業道等の管理者は、管理方法を定めて、施設の維持と交通の安全に努めること。
- 3 森林作業道等の管理者は、維持管理と当該林地保全のため、次の事項について措置すること。
 - (1) 路面及び法面等の維持修繕
 - (2) 土砂の流出、崩壊等による災害の未然防止
 - (3) 周辺地域の環境保全
- 4 事業主体は、作業道等について台帳を作成するものとする。なお台帳は森林作業道等の維持管理に供するため管理者が保管するものとする。
 - (1) 森林作業道台帳は森林作業道等の現況を明らかにしておく必要があることから、事業主体は作成した作業道台帳の写を市町村及び所轄の隠岐支庁、農林水産振興センター又は地域事務所に送付するものとする。
 - (2) 森林作業道の台帳の様式及び付属位置図は別表1のとおりとする。
- 5 森林作業道等としての機能を終え廃止する場合、管理者は森林所有者等と協議を行ったうえで土砂の流出、崩壊等による災害がおこらないよう措置を講じるものとする。

(附則)

- 1 この取り扱い要領は、昭和58年度事業から適用する。
- 2 次の通達は廃止する。
 - (1) 昭和58年9月12日付け造発第261号造林作業路開設要領
 - (2) 昭和49年5月18日付け林発第58号林業構造改善事業作業道設計基準
- 3 この一部改正は昭和62年度事業から適用する。

(昭和62年10月12日付け林発412号)

この一部改正は平成10年度事業から適用する。

(平成10年4月1日付け林発第285号)

この一部改正は平成17年度事業から適用する。

(平成17年4月1日付け森第236号)

この一部改正は平成20年度事業から適用する。

(平成20年4月1日付け森第802号)

この一部改正は平成21年10月6日から適用する。

(平成21年10月6日付け森第986号)

この一部改正は平成22年4月1日から適用する。

(平成22年3月31日付け森第1762号)

この一部改正は平成23年7月1日から適用する。

(平成23年6月14日付け森第407号)

この一部改正は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
(平成 27 年 3 月 24 日付け森第 1665 号)

この一部改正は平成 28 年 5 月 2 日から適用する。
(平成 28 年 4 月 26 日付け森第 160 号)

この一部改正は令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
(令和 4 年 4 月 1 日付け森第 14 号)